



市章

# 彦根市公報

令和6年(2024年)1月4日

第1907号

木曜日

定日発行 毎月1日、15日 2回

## 目次

- 条例
  - 26 彦根市職員の給与に関する条例および彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例 ..... 1
  - 27 彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例..... 2
  - 28 彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 ..... 2
- 規則
  - 60 彦根市下水道事業会計規則の一部を改正する規則 ..... 3
  - 61 彦根市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 3
- 告示
  - 258 認可地縁団体の告示事項の変更..... 4
  - 259 彦根市指定下水道工事店の指定(新規) ..... 5
  - 260 自転車等を移動および保管..... 5
  - 261 自転車等の移動および保管..... 5
  - 262 自転車等の移動および保管..... 6
  - 263 自転車等の移動および保管..... 7
- 公告
  - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 ..... 7
  - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 ..... 7
  - 犬の抑留について公告..... 8
  - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 ..... 8
- 教育委員会告示
  - 24 彦根市教育委員会会議の招集..... 8

## 条例

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月7日

彦根市長 和田裕行

### 彦根市条例第26号

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 彦根市職員の給与に関する条例(昭和40年彦根市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第10条第18号を次のように改める。

(18) 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当

第23条の4の見出しを「(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)」に改め、同条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手

当)に、「第44条」を「第26条の8」に改め、同条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第2条 彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成28年彦根市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第21条の見出しを「(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)」に改め、同条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月7日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第27号

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年彦根市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定こども園および幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月7日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第28号

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和5年彦根市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第38条の2の次に1条を加える改正規定(第38条の3第2項に係る部分に限る。)中「および第3項」を削り、「前項に規定する額」を「前項各号に定めるところにより算定した額」に、「「額」を「、「額」に改め、同改正規定(同条第3項に係る部分に限る。)中「および第3項」を削り、同改正規定(同条第4項に係る部分に限る。)中「第1項中」の次に「「出産被保険者をいう。以下同じ」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ」と、」を加え、「および第3項」を削り、同改正規定(同条第6項に係る部分に限る。)中「および第3項」を削り、「前項に規定する額」を「前項各号に定めるところにより算定した額」に、「「額」を「、「額」に改め、同改正規定(同条第7項に係る部分に限る。)中「および第3項」を削り、同改正規定(同条第8項に係る部分に限る。)中「第5項中」の次に「「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、」を加え、「および第3項」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規則

彦根市下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月15日

彦根市長 和田裕行

## 彦根市規則第60号

彦根市下水道事業会計規則の一部を改正する規則

彦根市下水道事業会計規則(令和2年彦根市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第37条第2項を削る。

付則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月15日

彦根市長 和田裕行

## 彦根市規則第61号

彦根市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

彦根市火災予防条例施行規則(昭和37年彦根市規則第15号)の一部を次のように改正する。

別記様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第4条関係)

急速充電設備  
燃料電池発電設備  
発電設備 設置届出書  
変電設備  
蓄電池設備

彦根市消防長		年 月 日	
様		届出者 住所	
		(電話 番)	
氏名			
防対象 火物	所在地	(電話 番)	
	名称	主要用途	
設置 場所	構造	場所	床面積
		屋内(階)、屋外	m <sup>2</sup>
	消防用設備等 または特殊消 防用設備等	不燃区画	有・無
		換気設備	有・無
届出 設備	電圧	V	全出力または蓄電池容量
			kW kWh
	着工(予定)年月日		竣工(予定)年月日
設備の 概要	種別	キュービクル式(屋内・屋外)・その他	
主任技術者氏名			
工事施	住所	(電話 番)	

工 者	氏 名			
※ 受 付 欄		※ 検 査 欄		※ 経 過 欄

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 法人にあつては、その名称、代表者氏名および主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 電圧欄には、変電設備にあつては1次電圧および2次電圧の双方を記入すること。
  - 全出力または蓄電池容量の欄には、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備または変電設備にあつては全出力を、蓄電池設備にあつては蓄電池容量(定格容量)を記入すること。
  - 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
  - ※印の欄は、記入しないこと。
  - 当該設備の設計図書を添付すること。

付 則

- この規則は、令和6年1月1日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- この規則の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

彦根市告示第258号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があつた旨の届出があつたので、下記のとおり同条第10項の規定により告示する。

令和5年12月5日

彦根市長 和田裕行

記

変更事項

規約に定める目的の変更

地縁による団体の名称	規約に定める目的	
	変 更 前	変 更 後
笹尾町自治会	<p>本会は、以下に掲げるような地域的な共同作業等を行う事により、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>回覧板の回付等区域内住民相互の連絡</li> <li>美化・清掃等区域内の環境の整備</li> <li>防災会の活動および水防・防犯活動の啓蒙推進</li> <li>会員による親睦会、町内旅行、敬老会等での相互信頼の向上を図る</li> <li>その他本会の目的達成に必要な事項</li> </ol>	<p>本会は、以下に掲げるような地域的な共同作業等を行う事により、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>回覧板の回付等区域内住民相互の連絡</li> <li>美化・清掃等区域内の環境の整備</li> </ol>

## 彦根市告示第259号

彦根市指定下水道工事店規則(平成12年彦根市規則第13号)第6条の規定により、令和5年12月5日に、下記のとおり彦根市指定下水道工事店を指定(新規)した。

令和5年12月11日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	名称	所在地
第662号	名倉 匡之(ツバキ工業)	近江八幡市土田町197番地28

## 彦根市告示第260号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和5年12月12日

彦根市長 和田裕行

記

## 1 移動理由

条例第11条第2項に該当したため

## 2 移動区域

庄塚公園

## 3 移動日時

令和5年12月11日 午前9時から午前9時30分まで

## 4 保管場所

彦根市山之脇町33番地1地先

## 5 保管期間

告示の日から3箇月間

## 6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前9時から午後5時までとし、事前に市と協議の上、決定する。

## 7 返還手続

次のものを持参の上、保管場所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

## 8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

## 9 問合せ先

彦根市都市政策部都市計画課(電話 0749-30-6124)

## 彦根市告示第261号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和5年12月13日

彦根市長 和田裕行

記

## 1 移動理由

条例第11条第2項に該当したため

- 2 移動区域  
彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所
- 3 移動日時  
令和5年11月6日午後2時頃  
令和5年11月8日午後1時頃  
令和5年11月16日午後2時頃  
令和5年11月22日午後2時頃
- 4 保管場所  
彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)
- 5 保管期間  
告示の日から3箇月間
- 6 返還日時  
(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。  
(2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 7 返還手続  
事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。  
(1) 自転車等の鍵  
(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)  
(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 8 引取りのない場合の措置  
保管期間経過後は、市において処分する。
- 9 問合せ先  
彦根市都市政策部交通政策課(電話30-6134)

彦根市告示第262号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和5年12月13日

彦根市長 和田裕行

記

- 1 移動理由  
条例第10条に該当したため
- 2 移動区域  
稲枝駅前自転車等放置禁止区域
- 3 移動日時  
令和5年11月21日午後1時頃
- 4 保管場所  
彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)
- 5 保管期間  
告示の日から3箇月間
- 6 返還日時  
(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。  
(2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 7 返還手続  
事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。  
(1) 自転車等の鍵  
(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 263 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和5年12月13日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第10条に該当したため

2 移動区域

彦根駅前自転車等放置禁止区域

3 移動日時

令和5年11月21日午後3時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年12月5日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
(略)	彦根市甘呂町字ソソリ田 611番1	185.63 m <sup>2</sup>	令和5.12.5	974

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完

了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年12月5日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
(略)	彦根市森堂町字中屋敷 261番の一部	235.31 m <sup>2</sup>	令和5.12.5	981

#### 犬の抑留について公告

狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第7項の規定により、次のとおり抑留されたので、所有者は、滋賀県動物保護管理センター所長に申し出て引き取ってください。なお、所有者が引き取らないときは、同条第9項の規定により処分されます。

令和5年12月12日

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

#### 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年12月14日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
(略)	彦根市野瀬町字上須川37 番1の一部および38番	1,462.96 m <sup>2</sup>	令和5.12.14	964

#### 教育委員会告示

##### 彦根市教育委員会告示第24号

彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。

令和5年12月11日

彦根市教育委員会

教育長 西嶋良年

#### 記

- 日時 令和5年12月21日(木)午後1時30分から
- 場所 彦根市役所本庁舎5-1、5-2会議室
- 議題 なし(報告事項等のみ)